

平成28年7月19日

京都市住宅供給公社
理事長 笠松 恒洋 様
株式会社高島屋
代表取締役社長 木本 茂 様
株式会社ニトリ
代表取締役 似鳥 昭雄 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成27年12月21日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター

京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の8 ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後も引き続き、周辺の地域の生活環境に配慮した店舗運営を行うことが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、洛西新住宅市街地開発事業の都市計画決定に基づき建設された洛西ニュータウンの中心部に位置し、都市計画上の商業地域に立地している。

当該商業施設は、住宅から離れた公共施設等が立地している区画内にあり、周辺の状況は、東側は公園・河川・道路を挟んで中層（5階）住宅、南側は道路を挟んで高層（11階）住宅、西側は道路を挟んで戸建住宅、北側は郵便局、ホテル・レジャー施設が立地している。

なお、当該施設は三つの店舗（高島屋洛西店、ラクセーナ専門店、ニトリ洛西ラクセーナ店）が一つの敷地内に立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、過去の年末における来客状況についての質問、周辺交通に対する影響についての質問、立体駐車場の運用に関する意見などが出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、高島屋洛西店について、12月30日及び12月31日の2日間のみ営業時間を延長するものである。

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルが高くなることが予想される。

以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断されるが、届出者においては、今後も引き続き、周辺の地域の生活環境に配慮した店舗運営を行うことが望まれる。

（1）駐車場について

利用実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）駐輪場について

現状の利用実績によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）騒音について

予測によると、昼間の等価騒音レベルは変更後も環境基準値を下回っており、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。

(4) 廃棄物等保管施設について

今回の変更で商品の搬入量が増加しない計画であることから、現行の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると考えられる。